

看護師就業促進事業実施要領

看護師就業促進事業について、下記のとおり定める。

1 事業の目的

- (1) 市内で働く看護師の資質の向上と定着の促進を図る。
- (2) 未就業の看護師資格所持者への再就業の促進を図る。

2 対象者

浜松市内在住の潜在看護師及び浜松市内に勤務している看護師

3 実施会場

浜松市立看護専門学校

4 事業の内容

(1) 看護師の資質向上と定着

看護教員による看護技術の個別指導（随時受付）

対 象：原則、未就業の看護師資格所有者

指導内容：シミュレータ等を用いた指導

最新の医療・看護情報の提供

* 実践看護職に適した専門図書の閲覧

* W e b 検索（医学中央雑誌の閲覧）

(2) 卒業生を中心とした再就職支援と離職防止の促進

再就職・仕事上の悩み等の個別相談

就職情報の提供

5 従事者

看護教員

6 周知方法

(1) ナースセンター、市内の病院・施設等へ周知文の発送

(2) 市ホームページへの掲載

附則

この要領は平成28年4月1日より施行する。

附則

この要領は平成29年4月1日より施行する。